令和８年度第２回札幌方面中央警察署協議会議事概要

開催日時	令和８年９月15日（火）　午後２時０分から午後３時30分まで	
開催場所	中央警察署　６階大会議室	
出席者	委員	警察署
	会長　高橋健二 委員　石塚祐江 前真司 渡辺克枝 成田綾優 木下範彰 齋藤佳子 佐伯靖章 平野たまみ 武春菜 亀畑佳正 11名（定員15名）	署長　葛西浩司 副署長　安沢さとみ 警務官　夏目浩樹 会計官　鈴木俊洋 生活安全官　成田博之 地域官　藤田隆朗 薄野交番所長　佐藤光昭 刑事官　高岡忍 刑事官兼薄野特別捜査隊長　石井俊次 警備官　奥芝雄祐 交通第一課長　工藤和也 事務局　警務係長・警務主任 計13名

１　開会の辞

２　会長挨拶

３　署長挨拶

４　議事概要の署名人の指定

５　業務概況説明

犯罪発生・検挙状況、特殊詐欺の認知件数と被害額、交通事故発生状況、警察署の活動状況

6　事前にいただいたご意見・ご要望に対する回答

⑴　文書の保管・誤廃棄について

【委員】　北海道内複数警察署で、文書の誤廃棄があった旨の発表があったと思いますが、中央警察署において取り組んでいる文書の保管管理について教示願います。

また、書類のデータ化への対応についても教示願います。

【警察】　文書の保管管理については、北海道警察及び当署では個人情報保護法に基づいて、個人情報漏えいマニュアルなどを配布するなどして、文書の適切な保管管理の徹底について指示しているところであります。

また、データ化への対応について、順次データベースにより保管管理の徹底を図り、紛失・誤廃棄に努めているところであります。

当署では、引き続き効果的な取り組みを推進して、公文書の保管管理の徹底についてさらなる強化を図り、同種事案を発生させることのないよう事故防止に万全を期してまいります。

⑵　犯罪抑止・ルール遵守に向けた教育活動について

【委員】　中央警察署では、どのような教育機関でどのような内容の防犯・啓発教育を行っているのか、また、学校との連携強化について、教育委員会や学校とより深く連携した取り組み等があれば教示願います。

【警察】　中央警察署では、管内の小学校・中学校・高校を対象とした非行防止教室を実施しているところであります。

若者が犯罪に手を染めることなく、また、ルールを遵守する社会を作るためには、学校教育の場を通じた規範意識の醸成が重要であり、そのため非行防止教室の実施というのは非常に有用なものであるため、今後、より一層多くの学校において実施できるよう働きかけを実施してまいります。

⑶　大通公園周辺における若者のたまり場・マナー違反への対応について

【委員】　大通公園周辺において、喫煙禁止エリアでの喫煙、路上駐車などが散見されるが、同所は観光客も訪れる札幌の顔ともいえる場所であるため、非常に残念に感じます。

事件とは言えないような、通報するか迷うケースもあるので、そのときの対応についてアドバイス願います。

【警察】　大通公園周辺では、少年がい集しやすい場所に対する制服警察官によるパトロールや私服警察官による街頭補導活動を実施し、未成年の飲酒・喫煙等の不良行為が認められた場合、補導措置をとっております。

事件とまでは言えない、通報するほどではないと感じる場合であっても、迷惑行為を看過することが治安の悪化にも繋がる恐れがあるため、マナー違反などの行為であっても警察に通報をいただくようお願いいたします。

⑷　夜間の暴走行為について

【委員】　管内でのバイクの暴走行為に対する取締りはどのように行われているのか教示願います。

【警察】　まず、暴走行為の抑止対策として、走行状況の撮影等事件化に向け必要な証拠資料の確保が重要となります。

また、コンビニエンスストアや大型商業施設の管理者等に捜査協力を得て、各種情報提供をしていただくなど、連携した捜査を実施しているところです。

こういった、暴走行為に対する取締りにつきましては、ビデオやドライブレコーダーの映像を収集しての捜査、ＳＮＳなどで公開されている情報を分析するなどして、被疑者検挙に向けた捜査を進めているところでございます。

⑸　夏の交通安全運動について

【委員】 夏の交通安全運動期間中の中央警察署での取り組み内容について教示願います。

【警察】 夏の交通安全運動期間中の当署の取り組みの一例についてですが、管内４か所において、関係機関・団体の方や地域住民の方と一緒にセーフティコールを実施しました。

また、札幌駅地下歩行空間における、関係機関の方と合同によるイベントの開催、新入社員を対象とした交通安全教育、自動車学校において自転車の乗車ルールに関する研修などを実施しております。

期間中の交通違反取締りにつきましては、交通死亡事故に直結する悪質危険な違反の検挙や薄野地区における駐車違反の取締りなどを実施しました。

７　質疑応答

【委員】　配送業者などによる歩道上駐車について、例えば荷下ろしの際に歩道上に駐車をしてもいいのか。

【警察】　歩道上の駐車は違反となります。

そういった車両を発見した際は、直接注意することなく、110番通報や警察署への連絡をお願いいたします。

【委員】　生活道路の法定速度の引き下げについて、どのようなところが対象となっているのか。

【警察】　中央線や中央分離帯のある道路は、引き下げにはなりませんので、従来通りその標識に従って走行していただく形となります。

その他、様々なケースがございますので、次回の警察署協議会において、詳しくご説明させていただきたいと思います。

【委員】　大規模災害発生時の警察としての策定事項や取り組みついて伺いたい。

【警察】　中央警察署としましては、例えば予測できない大雨の際に考えられることや設備的に足りないものはないかといったことなど、関係機関と連携して協議を進めているところであります。

災害対策につきましては、次回の警察署協議会において、詳しくご説明させていただきます。

【委員】　特殊詐欺の発生について、ニセ警察官騙りの詐欺の発生が多いとのことだが、どういった対策をとっているのか。

【警察】　警察署としましては、各種広報啓発活動を通じて特殊詐欺被害の防止について呼びかけておりまして、最近では、新聞やニュースを見ない世代に向けた対策も重要になってきているところであり、金融機関と連携した対策など、あらゆる機会を通じた対策を講じているところでございます。

協議会委員の皆様におかれましても、日々の活動を通じながら特殊詐欺被害の防止について広報していただければと存じます。

8　閉会の辞

9　警察装備品の展示

10　次回開催予定

令和８年度第３回警察署協議会については、令和８年12月頃を予定。